

○ 委員長

続きまして、183ページ、八木山高原ユースホステル、八木山高原集会所について。八木山高原ユースホステルについて、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

収支状況についてお尋ねします。

○ 商工観光課長

お手元に資料を差し上げておりますけども、施設の使用料といたしまして約1千万円、その他の収入ということで、市のほうから管理委託料等を含めまして100万円、そういうことで約1,100万円の収入がございます。

支出につきましては、人件費、施設管理費等を含めまして約1,100万円でございます。この収支の47万6千円の収支残が出ておるように見えますけども、これにつきましては、公課費、旅費、雑費等の施設の維持管理費にかからない部分の費用がこの中で賄われておりますので、実際は収支バランスは、収支ゼロということになります。

○ 川上委員

あなた方、実際はゼロと言うんだったら、実際のことをどうしてここに書かないんですか。もう少し説明してくれませんか。これゼロになるというのであれば、そのゼロになる数字を。

○ 商工観光課長

失礼しました。この収支の47万6千円の内訳でございますけど、公課費が20万8千円、この受託者、このユースの管理で研修等がございますので、それが20万5千円、それから雑費が6万2千円ということでの支出が伴いますので、その関係で収支がほぼ同額ということになります。

○ 川上委員

じゃ、それをなぜこれに書かないのかということを行っているわけですよ。

○ 商工観光課長

この支出の欄につきましては、施設の管理費にかかわる分を計上するという事になっておりますので、そういう観点からこの記載欄には人件費と施設の管理費だけを計上させていただいております。

○ 川上委員

じゃ、施設の管理運営コストについては、収支は104.4%で47万円黒字ということなんですね。その事実はあるわけでしょう。どうして余計なことをことをつけ加えるわけですか。

○ 商工観光課長

先ほども答弁しましたように、施設の管理費、人件費等を含めまして、実際施設を管理する分で47万6千円かかっておりますけど、これにつきましては、先ほど言いました施設の管理費以外の費用等もございますので、こういう記載の方法にさせていただいております。

○ 川上委員

存続なら大規模改修工事が必要になるというふうに言われていますね。その時期と費用はどれぐらいを検討されましたか。

○ 商工観光課長

このユースホステルにつきましては、設置後40年以上が経過しておりまして、現在雨漏り等の申し出もあっております。大規模改修につきましては、時期的にはまだいつということは把握しておりません。また、どれぐらいの費用がかかるのかということにつきましても、積算は行っておりません。

○ 川上委員

その時期も考えていない、費用も考えていなければ、こんなところに文字を書く意味がないでしょう、そう思いませんか。これ実施計画でしょう。書かないでもいいけど、聞いても答え

られない。検討したんですか、本当に。いつごろの時期になるだろうとか、その場合お金はどれぐらいかかるだろうとか、検討したんですか。どこと相談して検討しましたか。

○ 商工観光課長

先ほど答弁いたしましたように、このユースにつきましては、設置後40年以上経過しておりますことから、近日中に大規模改修等が必要になるんじゃないかということで計上させてもらっています。改修の規模等につきましては、実際算出は行っておりません。

○ 川上委員

あなた方はまだ使えるような火葬炉を二つ廃止して、新しいのを何十億円もかけてつくることも選択肢に入れるという答弁をしましたね。何十億円ですよ。あなた方は、商工観光課は、存続させるなら大規模改修工事等の必要が生ずると言いながら、時期も近日中と言われましたかね。それで金額も幾らかかるか考えてないと。おかしいですね。

それから、その下に平成12年5月26日付の閣議決定を書いておるでしょう。民間と競合する公的施設の改革について、これはこのユースホテルとどういう関係があるんでしょうか。

○ 商工観光課長

このユースホテルにつきましても、宿泊施設ということで他の、例えば、ホテル等の宿泊施設との競合があるということでの記載をさせていただいております。

○ 川上委員

競合しておるといふふうに判断しているんですね。

○ 行財政改革推進室主幹

前回の委員会でも答弁いたしましたが、民間にも同様な施設があるということで御理解をお願いをしたいというふうに考えております。

○ 川上委員

今のは答弁の意味が全くわからないですね。もうそれ以上答弁ができないんでしょうから。

それで問題は、これを読むと、大規模改修をするということと、することがこの閣議決定と矛盾するよという書き方になっているんですよ。お気づきですか。大規模改修をやることと、閣議決定、どういうふうに不具合が生じるんですか。

○ 商工観光課長

大規模改修工事等の必要が生じることとあわせて、この閣議決定の分も部署的には出てまいりますので、この不具合というものの中には発生しないかというふうに考えておりますけども。

○ 川上委員

じゃ、こういうことを書かなくてもいいじゃないですか。しかも、この中に該当するところはないでしょう。ユースホテルがこれに該当しないでしょう、閣議決定に。

そして、もう少し聞きますね。ちょっと先までかかわってくるんだけど、八木山高原集会所とあわせて民間譲渡することが必要と書いていますね。どうしてあわせて譲渡することが必要なんですか。

○ 商工観光課長

八木山ユースと八木山高原集会所につきましては、一体的な利用等もされておりますことから、一体的な施設という考えの中であわせて方向性を出しております。

○ 川上委員

いや、わざわざここで書かないといけないことなんじゃないですか。売却益はどの程度を見込まれますか。

○ 商工観光課長

売却益につきましては、まだ現在のところ算出をいたしておりません。

○ 川上委員

本当ですか。建物にはもう値打ちがないかもしれないけど、土地には値打ちがあるでしょう。それで、あなた方、売却すると言っているのに、幾らぐらいで売れるかとも検討もしてないんですか。

○ 商工観光課長

この方向性が定まりましてから、そういうものにつきましては、試算等につきましては行っていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

順番は逆ですね。これは実施計画なんだから、無責任ですよ。それで私は、競合する相手の施設もないようですから、延命を図って手直しをして、延命して若い人たちにどんどん使ってもらいたいということで努力するし、そして土地は売らないと、環境保全という観点もあるかもしれないし、民間にぽんと売る必要はないですよ。売ったお金が必要というわけでもないでしょう。そのお金で鯉田工業団地の借金払いにするとか、決めてないでしょう。だから、売る必要ないじゃないですか、無理に。だから、やっぱりくどいけど、延命を図って、整地目的に従ってサービス提供し続けるというほうが大事だと思いますけど。市の発展のためになると思いませんか、そちらのほうが。

この質問は終わります。

○ 委員長

続きまして、観光宿泊施設、庄内温泉筑豊ハイツについてを議題といたします。川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

この施設のことについては、基本方針の段階で商工観光課長、経済部長と少し質疑応答したわけですが、それを踏まえた上でお話を聞きたいと思います。

移譲する相手に財団法人筑豊勤労者福祉協会という名前を上げておられます。この協会は、どういう組織実態があるのか、お尋ねいたします。

○ 商工観光課長

財団法人筑豊勤労者福祉協会は、福岡県内の、特に筑豊地域の勤労者及びその家族並びに地域住民の健全な余暇や活動を促進するために、教育、研究、体育、娯楽等を目的とする福祉施設を運営し、もって勤労者の福祉の増進を、労力の回復を図ることを目的として昭和45年に設立されたものでありまして、飯塚市、田川市、直方市、山田市、庄内町、潁田町、旧の嘉穂郡、田川郡、鞍手郡と、それから商工会議所が出資をして設立をされているものでございます。

○ 川上委員

麻生太賀吉さんが設立時のメンバーになっていきますかね。どういう立場からメンバーになっておりますか。

○ 商工観光課長

飯塚市の商工会議所の会頭ということで聞き及んでおりますけど。

○ 川上委員

設立に至った経緯を非常に簡潔にお話いただいたんですが、どういう飯塚市のかかわりの中で設立されたか、もう少し丁寧にわかるように説明してくれませんか。

○ 商工観光課長

ちょっと繰り返しになりますが、福岡県内、特に筑豊地域の勤労者及びその家族並びに地域住民の健全な余暇活動を促進するために、教育、研修、体育、娯楽等を目的とする福祉施設を運営し、もって勤労者の福祉の増進と労働能力の回復を図ることを目的として、昭和45年11月に設立したものであります。

○ 川上委員

わからないですね。あなた方は、この現指定管理者に移譲すると書いているわけですから、

この財団法人のことをよく知っておるわけでしょう、当然。明確にもう少し説明してもらいたいと思うんですけどね。

それで、この財団法人の運営状況はどういうふうになっていますか。基金がどうなっているとか、借金がどうだとか、現在の役員体制はどうなっているとか、そこを聞かせてください。

○ 商工観光課長

まず、役員体制でございますけども、先ほど申しました関係自治体の町長、市長、それから商工会議所の会頭、それから青年会議所の理事長とあわせて、理事が13名でございます。

それから、財政状況につきましては、平成18年度末で1,600万円ありました累積赤字が現在19年度末までに700万円となっておる状況でございます。基金のほうはちょっと今から調べさせてもらいまして、報告させてもらいたいと思います。

○ 川上委員

現在、飯塚市の商工会議所の会頭は麻生泰さんですね。麻生グループの最高責任者ですね。経営方針をホームページで公表していますね。これは私の言葉になりますけど、団塊の世代をターゲットにして、医療、健康、福祉、運動、こういう分野でこれから事業を展開していくんだということを言われていますでしょう、知っていますね。その麻生泰さんがこの中に入っているわけだけど、どういう役割を果たしておられますか。

○ 商工観光課長

先ほど言いましたように、理事が13名おられます中のお一人でございます。

○ 川上委員

一理事ですか。

○ 商工観光課長

先ほど言いましたように、この団体の理事が13名おられますけども、そのうちの一理事でございます。

○ 川上委員

そこで、収支バランスが改善したというふうに書いてありますね。この収支バランスの改善というのは、どういうことでそれが実現しておるのか、お尋ねいたします。

○ 商工観光課長

筑豊ハイツにつきましては、現在この財団のほうで経営努力がなされておりまして、特に集客増に努めるとともに、経費の節減につきましては強く努められておりまして、その関係をもちまして、現在、先ほど申しましたような累積赤字の解消につながっているかというふうに考えております。

○ 川上委員

過去の分があまり出てないからわかりませんが、178ページの利用者数と売上額を見ますと、急に伸びているようには見られませんね。これは横ばいというか、合併効果、そういうことを考えれば低迷じゃないでしょうかね。そういう状況の中で収支バランスが図られ、累積赤字が減少しておるといえるのは、今の説明では理由がわかりにくいですね。どういうことでしょうか。

○ 商工観光課長

187ページの資料にもございますように、確かに利用者につきましては横ばい状態でございますけども、売上額につきましては、若干でありますけども上昇、伸びておる状態でございますけども、支出のほうで削減をされております関係で、要は経費節減に努められております関係から、この収支が出ているかというふうに考えております。

○ 川上委員

現管理者が移譲希望しないことが考えられますか、どういう場合に移譲を希望しないと思いますか。

○ 商工観光課長

そこまではちょっと今の段階では考えておりませんが、今後十分に指定管理者とは協議をしていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

実施計画なんですよ。それで、あなた方が何にも考えないでこういうことを出したとは私は思いません。だから、あなた方は十分に内部でも検討しておるし、現指定管理者とも協議をしているはずですよ。

それで、現指定管理者とこの件で夏以降どういうタイミングでお話し合いをされたか、お尋ねします。

○ 商工観光課長

現指定管理者とは特に協議等は行っておりませんが、この方向性等につきましては、ホームページにも載っておりますし、こういう方向性ですよという話だけは伝えております。

○ 川上委員

だから、話をしたでしょう。これを持っていったでしょう。だれと話をしたんですか。財団の責任者と話したでしょう。そのときの模様を、いつどこに行ったのかを含めて、お話をしてください。

○ 商工観光課長

筑豊ハイツの課長補佐のほうに、この方向性につきましてはこのようになっておりますということで、特にこの資料を持っては行っておりませんが、ホームページ等での確認をしてくださいということでお話をしております。

○ 川上委員

そのときのことを言っているわけじゃないんですよ。そのときじゃない、話に行っているでしょう。手ぶらで、そんな失礼な話はないでしょう。これ手ぶらで、口頭でこういうことですよとか言うわけじゃないじゃないですか。きちんとあなた方の評価を持って、こういう方向ですよというのを持って相談しているはずですよ。それ言えないですか。

○ 商工観光課長

現在はまだ素案の段階でございますし、今質問者が言われるような、指定管理者のほうに行って協議をしたということはございません。

○ 川上委員

あなた方、ちょっと脱線するけど、卸売市場の場合は、新築の成果等あって煮詰めた話をしているじゃないですか。庄内温泉筑豊ハイツの場合、財団とまともな話をしていないはずはないでしょう。しかも、資料も持たずに手ぶらで行って、ホームページを見てくださいと、そんないいかげんなことをあなたは一方ではするんでしょうけど、相手がするわけないでしょう。移譲、受け取れと言っておるんだから、そういう決定をするよと言っているんだから。これ国から絡んで設立したところですよ。あなた方は手ぶらで行って移譲しますよと、国民と市民の財産をそんなふうにはぼんと投げ出せるんですか、手ぶらで。違うでしょう。きちんと話し合いをしておるでしょう。そのときのことを聞かせてくれと言っておるわけですよ。

○ 商工観光課長

何度も御答弁させていただいておりますように、指定管理者のほうとはそういうお話はしておりません。ここにも書いておりますように、平成25年度までに方向性を出すということでの記載をさせていただいておりますし、今質問者が言われるようなことのお話は一切しておりません。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:13

再開 11:20

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

課長は手ぶらで財団の課長補佐とお会いになって方向性を示して、あとはホームページを見てくれということを行ったという大胆なことをされたんですね。私はそれで済んでいるはずはないと思うんですよ。余りにも失礼過ぎるでしょう。だから、きちんと財団と話しているはずだと思うんですよ。経済部長のほうで答弁ができますか。

○ 経済部長

これ素案の段階でございますし、また筑豊ハイツ、今現在支配人が不在になっております。そういうことから話は行っておりません。支配人が就任された後に話し合いをさせていただきたいと考えております。

○ 川上委員

財団の事務所はどこにあるんですか。

○ 商工観光課長

現在、筑豊ハイツの1階の部分に事務所がございます。

○ 川上委員

遠いところじゃないでしょう。だから、支配人じゃなくて、理事が13人おられるんだったら、この方々と話をしているでしょう、飯塚市長もそうなんでしょうけど。特に商工会議所の会頭と全然話していないんですか、こういう大事な問題を。

○ 経済部長

話はさせていただいておりません。

○ 川上委員

非常に乱暴なやり方だと思いますね。現指定管理者が移譲を希望しない場合、どういう場合が考えられるかわかりません。けども、移譲を希望しない場合は、今後の飯塚市の施設運営方針に沿った管理運営が可能な民間事業者者に有償譲渡する、売却するというんですね。それで、今後のというのはどこに係っていくんですか、言葉。今後の飯塚市の運営方針に係るんですか、それとも管理運営に係るんですか。

○ 商工観光課長

飯塚市の施設運営方針に沿った管理運営が可能な民間事業者ということで考えております。施設運営方針になるかと思えます。

○ 川上委員

今、市の管理運営方針はないんですか、あるんでしょう。今後のという言葉の意味はどういうことになりますか。つまり、余り言うと質問にならないんですけど、民間事業者と事前協議をして、民間事業者がお受けするような中身を添えた、あるいは中身に変えた施設運営方針を今後つくると、改定するというニュアンスがこの中にあるのかというふうに思ったわけです。今あるとおりの運営方針で民間事業に相談するのか。民間事業者が、いや、この辺はこうしたいとか、ああしたいとかいうのを入れた中身をつくらうとするのか、そこのところを聞いているわけです。どうですか。

○ 商工観光課長

現在の運営方針に沿ったところでの部分で考えております。

○ 川上委員

じゃ、今後のという言葉は要らないですね。今後のじゃなくて、現在のでしょう、どうですか。

○ 商工観光課長

今後と言いますのは、飯塚市が目指しております文化遺産化した観光都市、または障がい者

を含む障がいスポーツといったところの部分の指しておりまして、現在もその方向とは変わらないかというふうに考えております。

○ 川上委員

じゃ、今の答弁で逆に言うと、民間事業者が希望するように、施設の運営方針を変えるというふうなことはないということですね。そのように答弁できますか。

○ 商工観光課長

そのように行っていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

それから、188ページの中ほどに、やはり平成12年5月26日の閣議決定が出ていますね。これは何のためにここでこの言葉が入ってくるんですか。この施設が民間のどこと競合しておるんですか。

○ 商工観光課長

先ほども行革の主幹のほうから答弁があったとおりでございますけども、筑豊ハイツにつきましては、宿泊施設、結婚式場等を行っておりますので、市内・市外を問わず、競合を行っておるところというふうに考えております。

○ 川上委員

あなた方は競合を認めたんですね。競合を認めたんでしょう。

○ 商工観光課長

そのとおり、先ほどの答弁と同じだというふうに考えております。競合していると思っております。

○ 川上委員

どこと競合していますか。

○ 商工観光課長

先ほども言いましたように、市内・市外問わず、ホテルの宿泊施設、それから結婚式場等がございますので、そういうとこと競合しているのではないかというふうに考えております。

○ 川上委員

ということは、公的施設と、例えばそこに、のがみがありますね。そういう民間の施設等が競合するのはよくないということなんですね、あなた方の理屈で言えば。公と民が競合するのはよくないということを言っているんでしょう。

じゃ、公を民に移譲するというのであれば、民間同士の競合はそのまま残るでしょう。それはいいわけですか、どうですか。

○ 行財政改革推進室主幹

基本方針にも、効果的かつ効率的な管理運営主体の選択というものを記載いたしておりますが、競合するから云々とかいうことではなくて、民間に任せることができる施設については、民間事業者等の活用を図るということでこういう表現をさせていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

○ 川上委員

いや、そんなこと聞いていないんですよ。民間同士の競合はいいというふうに考えておるのかと聞いておるわけじゃないですか。それについて答弁を求めます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11：30

再 開 11：32

委員会を再開いたします。

○ 行財政改革推進室主幹

民間同士の競合は当然あり得るというふうには考えております。

○ 川上委員

閣議決定の趣旨は、民間同士の競合なら幾らでもいいよという趣旨じゃないでしょう。これも読んででしょうし、これが出た背景も読んででしょう。民間同士の競合なら幾らでもやってくれということとは違いますよ。だから、廃止とかいうのが入ってくるわけですよ。

ところが、あなた方は廃止と言わない。売却する場合どの程度の売却益が取れると見込んでいますか。

○ 商工観光課長

先ほどとちょっと同じ答弁になりますけど、現在の段階では積算をしておりません。

○ 川上委員

資産価値はどうなっていますか。

○ 商工観光課長

土地のほうはちょっとわかりませんが、建物につきましては、減価償却費はゼロでございますので、建物のほうはないのかなというふうに考えております。

○ 川上委員

土地も譲渡するんですか。

○ 商工観光課長

現在では、その土地の部分につきましては決めておりません。今から検討してまいりたいと考えています。

○ 川上委員

そんないいかげんな実施計画はないでしょう。八木山でも本当にいいかげんだけど、ここでもいいかげんですね。それで売却益はどの程度を見込んでいるかわからないと。

それで、先ほど財団とは話をしていないと言われましたね。そうすると、麻生グループとは話し合いをしていませんか。

○ 商工観光課長

そういう話はしておりません。

○ 川上委員

今課長にだけ聞いたわけじゃありません。ここにおられる方、皆さんに聞いたわけですよ。どうでしょうかね。話をしてないですか。

○ 経済部長

そういうことは一切ございません。

○ 川上委員

麻生グループのほうから話をしたいっていうことで接触はなかったですか。

○ 経済部長

そういうことも一切ございません。

○ 川上委員

課長は知らないし、部長はないと言われておるわけですね。もしあるとすれば、副市長しかここではおられないわけです。副市長、どうですか。

○ 副市長

そういう話はあっておりません。

○ 川上委員

どうしてこういうふうにしつこく聞くかと言うと、副市長、筑豊労災病院のとき、麻生グループとは一切話し合いをしておらんというふうにあなた方は答弁したんです。ところが、よくよく聞いてみると、事もあるうに、市長が麻生泰氏と2年前の9月ですよ、麻生太郎外務大臣の総裁選出馬激励集会の後、ホテルニューオオタニで1対1で会ったと言うじゃないですか。



そのときに、こちらは地域振興協会、こちらは麻生飯塚病院という話をしたというのを御本人が語られたでしょう。皆さん、聞いているじゃないですか。そういうことがあるわけです。だから、今日おられないのは非常に残念です。それで、この続きはまた市長がおられるときにしようと思います。

それで、大規模改修の必要性があるというふうにあなた方はもう言っているわけです。利用者ニーズに合わせた改修が必要だとも言っているわけですね。それで、移譲する際の財政支援策の是非について、現指定管理者や関係自治体との協議を行いながら平成25年度までに決定すると書いています。ここはどういう意味ですか、お尋ねします。

○ 商工観光課長

移譲する際の財政支援策の是非について、現指定管理者等と協議を行うということですので、施設の継続を踏まえた中で、例えば改修工事等が必要であれば、そういうものについては財政支援について協議を行いたいということでの記載でございます。

○ 川上委員

どの程度の財政支援を検討しているんですか。

○ 商工観光課長

平成25年度までに決定するということの記載もありますように、現時点ではそのあたりまでは考えておりません。

○ 川上委員

そんなことないでしょう。これは無駄遣いなくせと言って、筑穂や穎田のお年寄りを中心とした人たちのお風呂まであなた方は廃止しようとしているわけですよ。6つ公設のお風呂があるんですよ、公的関与のある。そのうち庄内以外は大体もう廃止の方向を検討するとなっておりますでしょう。忠隈住民センターは、地元移譲を相談するとなっておりますけど。住民が最も身近なものについては、もう何百万円が惜しいといって廃止しようとしているわけですよ。ところが、商工会議所を含む財団に移譲する場合、財政支援の是非について、財政支援をするということやないですか、これは。だから、幾らぐらいするつもりなのか、あなた方検討してないはずないでしょう、どのくらいの規模の大規模改修工事が必要かということも検討しているわけだから。ちょっと正直に答弁してください。

○ 商工観光課長

先ほども答弁いたしましたように、移譲の際に存続するために必要な改修等のための財政支援等でございますので、現時点での積算等は行っておりません。

○ 川上委員

平成25年度までに決定するとなっておりますね。これどうして平成25年度までになつていないんですか。

○ 商工観光課長

指定管理をもう1期延ばした中での平成27年度末までに施設の移譲等を行いたいということでございますので、平成25年度までに決定をしたいということでの記載でございます。

○ 川上委員

ちょっと早いかなと思うんですよ。それで、財団に移譲した後、財団が民間事業者に転売することができますか。

○ 商工観光課長

大変申しわけありませんけども、そこらあたりまではまだちょっと検討まで至っておりませんので、平成25年度に決定するまでには、今言われたところの部分を含めまして検討したいというふうに考えております。

○ 川上委員

今の段階では、この財団がトンネルになる可能性があるということですね。そういうことに

なりますね。

○ 経済部長

現時点では財団に将来にわたって運営していただきたいと、そのように考えております。

○ 川上委員

そのときはもう梶原部長はおられないでしょう、飯塚市役所にはね。だから、あなたが考えてなくてもだめなんですよ。なぜ書かないんですか、そしたらこれに。そう考えているんだったら。これに書き込みますか。

○ 商工観光課長

先ほど経済部長言われましたように、現在の運営状況を財団のほうに引き継いでいただきたいということでの記載でございまして、今議員が言われた部分につきましては、先ほど答弁いたしましたように平成25年度までの中で決定を行いたいというふうに考えております。

○ 川上委員

部長、今課長の答弁聞かれたでしょう。だから、トンネルになる可能性があるということ答弁しているんですよ。部長の考えと違う。

○ 経済部長

先ほど答弁しましたように、財団に運営していただきたいということも含めて、平成25年度までに決定したいという今の課長の答弁は一緒だと考えております。

○ 川上委員

それを書かないんだから、保証はないですね。だから、この実施計画ではトンネルになる可能性が残されている、このままだと。このことは指摘した上でもう一つ聞きますね。

それで、もし財団が受けないと、民間譲渡だと、有償譲渡という場合、その場合でもこの財政支援策の是非について検討しますか。財団にじゃないですよ、その場合でも財政支援をしますか。

○ 商工観光課長

あくまでも現指定管理者に移譲する場合に、この財政支援の是非について協議を行うということでの記載をここではしております。

○ 川上委員

そうすると、この民間事業者等に有償譲渡の際は、財政支援はしないというふうに書き込めませんか。

○ 商工観光課長

この見直しに当たっての考慮する事項の中で、現指定管理者に移譲する場合ということで限定をさせていただいておりますので、そこで御了承をお願いしたいというふうに思います。

○ 川上委員

大体わかってきましたね。だから、あなた方が移譲しようという財団の中、中核部分には飯塚商工会議所があるんだけど、その中枢部分は麻生グループの責任者と。現在、麻生グループは、先ほど言ったような事業展開を考えておると、これは事実でしょう。そういう状況の中で、この財団に移譲するというんだけど、財団を通じて第三者に譲られる可能性が残ると。その場合でもここには書いていないけれども、財政支援を行うことがあり得ることが、書いてないけれどもあなたが否定しないから、今の答弁で明らかになったと思うわけです。

私は、庄内温泉筑豊ハイツについては、こういう道をたどる必要はないと思うんですよ。現状で筑穂、穎田、穂波、庄内、それから忠隈の公的な入浴施設と連携をとりながら発展させていったらいいと思うんですよ、市が関与しながら。だから、これ国民の財産をそういう一部の民間事業者に投げ渡しすることも検討する必要はないと考えるので、この実施計画、この部分については撤回する必要があると思います。指摘して、質問を終わります。

○ 委員長

関連。

○ 江口委員

私自身も、この筑豊ハイツの実施計画につきましては見直しをすべきと考えています。というのは、この実施計画自体は民間活力をより活用するために策定しているというところから、この計画となっているわけですね。果たしてそれがこのやり方できちんとできるかどうかというのは、私自身も不安があるわけです。今、川上委員が言われたように、転売の可能性があるということですね。転売の可能性、またその他ほかの要素に使われる可能性があるかと思えます。現在やっていたいでいる財団に移譲した場合、そうでなくて民間事業者に移譲した場合、有償譲渡した場合でも、それから先コントロールがきかなくなるおそれがあるかと思えます。その点についても不安はぬぐわれていないというのが、先ほどの答弁だったと思いますが、それについても間違いはないですね。これこれこういうことをやるので、きちんとこの機能はこれから先も確保されるというところはまだ見えてないと思うんですが、間違いはないですね。

○ 商工観光課長

先ほどから答弁させていただいておりますように、現在の筑豊ハイツの施設運営等を継続していただけるといことで、現在の指定管理者に移譲を考えておりますし、そういうことでの御理解をお願いできないかなというふうに考えております。

○ 江口委員

幾らその方向でやろうと思っても、先方の経営状況が悪くなったりした場合とか、いろんなケースがあるわけですね。そういった場合に、それでもやれるというところは何も保証はないわけですね、違いますか。

○ 商工観光課長

そこらあたりは、そのとおりでというふうに考えております。

○ 江口委員

よく出てくる閣議決定についてなんですが、これについては私はこのように考えています。これについては、今から先新しい施設をつくること及び増築については禁止なんだと、今までその点についてかなり野方図にやられてきた、これについてはきちんと禁止をします。そして、今ある施設については廃止だったり民営化だったり、その他の合理化措置をとりますと宣言をした。そして、地方公共団体についても同じようにやってくれという話ですね。それをベースに今やられているわけでしょう。というのは、まさにその一策としてやられているわけですね。書いている中で、次回の指定管理期間が終了する平成27年度末で廃止とあるわけですが、私はこうではなくてきちんとコントロールをするためにも、ある意味筑豊緑地のすぐ横にあって、大切な場所なわけです。そして、皆様方もこの施設が有効的に利用されることが必要だと思っておられるわけです。その中では、市のコントロールの中でより有効な活用がもたらされるべきだと思います。その一策として指定管理者があり、今それをやっている。

次について今のお話の中では、公募をせずに財団にお願いをするかのようなお話がありましたが、より有効的な民間活力の活用というようなことを考えるのであれば、ここの部分は公募をした上でいろんな提案を出していただいて、その中から一番ベストなものを選ぶ、そういう形でここを筑豊ハイツ、この場所を有効活用するべきだと思っています。その有効活用する策については、今あるような宿泊施設のみではなくても構わないと思っています。ある意味、隣に筑豊緑地があるわけです。そして、県の中央にあるわけです。そういったことを考えますと、もっともっと可能性がある部分が出てくると思うわけですね。旧飯塚市でも、療育センターをずっとつくってくれというお話をしてまいりました。いろんなところでリハビリ等々の必要性も出てきています。じゃあ、県が療育センターをつくる場所、やっぱりこちら辺にお願いしても、その場所の面でも不安な部分があるわけです。ある意味、真ん中にある非常に便

利なところにある、この場所を使いながら、それも実施した中でこのエリアを医療・福祉の中心として使っていただけないか。隣にも本当に自然があります、トレーニングする場所はいっぱいあります。プールもあるわけですよ。散歩するスペースなんか幾らでもあるわけですよ。そういった中で利用する、そのことを考えるならば、今ここで財団に移譲をして、それから先、財団が行き詰まって転売をしなくてはならない、もしくは財団が引き受けられないので民間事業者を募集して、単なる筑豊ハイツが今までの形で少しずつぼろぼろになるのを見守るよりも、市のコントロール下においてきちんとやるべきだと思っています。

その指定管理者の公募以外にも、例えばこの施設を皆様方の提案の中で一番私どもが妥当だと思うところに対して有償で貸し付けますとか、そういうのもあるんだと思うんですよ。何もその移譲というふうな形で、有償譲渡しますと完全にその部分が不安定になりますので、そうではない形でやっていただきたい。そういったことも含めてぜひお考えいただきたいわけです。

財団法人といえども自治体、地方公共団体が入って、そして商工会議所並びに青年会議所等々が理事に入っているといいまでも、現実としてはある意味こういった施設運営に関しては、まだまだ他の民間事業者には負ける部分があります。だからこそ、その民間活力を生かすのであれば、指定管理者を公募して次やって、その中でじゃあこの先のエリアをどう考えようという話をすべきだと思っています。ぜひそのことを実施計画の策定までの間に検討していただきたい、そのことをお願いして質問を終わります。

#### ○ 委員長

この項目については、別に質疑ありませんね。

( な し )

では、この項目については終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:55

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

189ページ、旧伊藤伝右衛門邸について、川上委員の質疑を許します。

#### ○ 川上委員

旧伊藤伝右衛門邸については、基本方針で大枠の方向は出ておりました。実施計画で指定管理者制度の導入が打ち出されております。しかも対象としては、指定管理者としては観光協会等を指定するというふうにして書いてあるわけです。この観光協会等の、「等」の中には何が入っているのか、お尋ねをします。

#### ○ 商工観光課長

観光協会等の「等」の中には、民間ボランティア団体、それからそういった観光を実施している企業等があれば、そういうものも含めましたところの部分で記載をさせていただいております。

#### ○ 川上委員

観光協会だけを対象にしておるわけではないということのようです。それで、指定管理者の導入についてということなんですが、現状でどういう問題があって、指定管理者にすればその問題はというふうな解決するのか、お尋ねをします。

#### ○ 文化財保護課長

指定管理者の導入についてでございますが、類似施設の指定管理者につきまして調査をいたしましたところ、門司港レトロにあります旧門司三井倶楽部が現在国指定の重要文化財になっておりますが、平成18年度から北九州市観光協会が指定管理者になっております。また、平成20年度から民間企業共同体が指定管理者になっておまして、国の重要文化財を目指して

おります旧伊藤伝右衛門邸についても、指定管理者制度は基本的に導入できると考えております。しかし、旧門司三井倶楽部の導入は、重要文化財指定後であり、旧伊藤伝右衛門邸においては重要文化財指定後に保存管理計画を文化庁と協議し、それに沿って防災工事、修復工事を実施しなければなりません。したがって、この保存活用計画策定後であれば、文化財保護法等保存活用計画を遵守した範囲での指定管理者制度の導入が可能であると考えております。特に、現在国指定重要文化財であります佐賀県唐津市の高取邸は、指定管理者制度導入については条例の整備はされておりますが、導入の時期については文化庁と協議中でありますので、調査して参考にしたいと考えております。

○ 川上委員

文化財指定の前と後という点が検討された点ですね。そうであれば、この189ページの記述は改めなければなりませんね。そうは思われませんか。

○ 文化財保護課長

体制が整ったときということをごさいます、一応平成23年度を目途という形で入れておりますが、これまでに指定文化財になりましたら導入をしたいと思っております。協議の状況を検討いたしまして、今後検討したいというふうに考えております。

○ 川上委員

だから、趣旨はもう認められたわけだから、この実施計画を書き直したらどうですか。

○ 商工観光課長

一応平成23年度を目途ということをごさいますので、これまでに十分協議をしながら、今文化財保護課長が申しましたようなものを検討してまいりたいというふうに考えております。いろいろ御意見いただいておりますので、貴重な御意見ということで判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

聞こえにくかったですけど、書き直すんですか。

○ 商工観光課長

あくまでも平成23年度を目途にということをごさいますので、この記述についてはこのまま進めさせていただきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

こだわるのは、あなた方がこの施設も意義が担当であるにもかかわらずわかってないんじゃないかという気がするからこだわっているんです。前回、基本方針のときにも文化財指定との関係で、私こう言ってますね、国指定とか県指定の文化財の指定管理者による管理運営というのは少し研究していますかと。課長が、そこを含めて今後研究していきたいというふうに考えておりますということだったですね。それ考えられたんだけど、この文化財の指定という言葉がないでしょう、この中に。その前と後ということも言われたんだけど、それについても書いてないでしょう。だから、そこに本質があるわけでしょう、あなた方の立場からいっても。だから、本質的なことを書かないでできるだけ早期に柔軟で効率的なというのはね、あなた方が文化財を指定に持ち込む、そしてそれを大事にするという観点がないことをみずから語っていることなんですよ、この実施計画は。だから、心配して言っているんじゃないですか。だから、この文化財指定というのがきちんと言葉の中で、あなた方の立場からいっても入らないといけないと思うんですよ。そう思われませんか。

○ 商工観光課長

そういうこともごさいますので、観光、文化関係団体等というようなことで記載をしておりますように、今後先ほど文化財保護課長も答えましたように、十分そこらあたりにつきましては協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

きょう回覧板見てきましたよ、市民意見募集、12月26日ですか、8日まで延ばすという  
んでしょう。議会で言っているのに、あなた方自身が認めているのにね、もう、一遍書いたも  
のは変えられないと、自分たちは認めているにもかかわらず、そういう姿勢はいただけないで  
すね。どうして書き直しができませんか。

○ 商工観光課長

失礼しました。大変貴重な御意見ということで、承らせていただきたいというふうに思っ  
ております。

○ 川上委員

どこが貴重ですか。それで、承るといのはどういうことですか。あなた承るとい日本語  
どういう意味かわかっていますか。私の今の意見が貴重かどうかについて説明してくださいよ。  
それから、承るといのはどういう意味ですか。日本語としてどういう意味か、説明して。答  
弁を求めます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:11

再 開 13:13

委員会を再開いたします。

○ 文化財保護課長

重要文化財指定もありますので、検討させていただきます。

○ 川上委員

これは日鉄に1億5千万円もお金を払ってね、土地代としてね、上物は無償ということだっ  
たんですけども、それにはもうまた税金を相当投入しているわけでしょう。だから、単なる観  
光資源とかいうんでなくて、あなた方は文化財だと言っているわけですから、そのような扱い  
方をして当然だと思うんですよね。だから、適当なことじゃいけないと思いますね、もう税金  
の塊になりつつあるわけやから。

この質問を終わります。

○ 委員長

次に、191ページ、内野宿友遊館長崎屋について、川上委員の質問を許します。

○ 川上委員

この質問は取り下げます。

○ 委員長

続きまして、193ページ、旧松木醤油屋について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

これについても取り下げます。